

〈論文〉

中江兆民と共和主義

田中 秀夫

要旨 共和主義はヨーロッパの大きな伝統の一つであり、20世紀後半にその歴史的
文脈が掘り起こされ、認識が深まったが、我が国では今日まで明確な伝統とは
なっていない。それはなぜか。元老院の職員だった兆民がルソー『社会契約論』
の翻訳を通じて共和主義に出会い、フランス留学で第三共和政を目撃した。兆
民は明治憲法案に「君民共治」思想を盛り込もうとした。しかし兆民案は伊藤
博文によって脚下され、プロイセン憲法をモデルとした憲法が作られた。その後、
様々な思想が競合するなかで、ルソーと兆民の共和主義は敗北した。

キーワード 共和主義 中江兆民 ルソー 『社会契約論』 第三共和政 伊藤博文 プ
ロイセン憲法

1 はじめに

日本における共和主義理解の困難を考察した最近の論考で、筆者は自由民権運動、中江兆民
と共和主義の関係に触れて、次のように書いた。

19世紀末の自由民権運動で共和主義という用語が登場したことがあったが、消えてしまっ
たとされている。中江兆民 (1847-1901) はパリ・コミューンに出会っていたから、フランスの
共和主義を知っていたと思われるが、兆民によるルソー紹介は社会契約の思想にとどまっ
た¹⁾。

この記述はその後、色川大吉『自由民権』(1981年)を再読して、きわめて不十分であること
に気づいた。色川 (1925-) は本書で兆民の『三酔人経綸問答』(1887年)²⁾についてこう書い
ている。

洋学紳士君は非武装，中立，絶対平和，純粹民主主義論を，東洋豪傑君は富国強兵，アジア経略論を，南海先生は二人の説に耳傾けたすえ，漸進的な改良主義の道をとえ，三人が三様に別々の道へ別れてゆく³⁾。

南海先生は二人の意見と違って，防衛のための民兵による市民的抵抗の必要を説く⁴⁾。

さらに色川は兆民の後の論考「土着兵論」(1888年)を引いて，兆民の常備軍弊害論を紹介している。

第一に，徴兵では貧民の子弟がもっとも大きな犠牲をはらう。これは人間平等の原則に反する。第二に，平時にも多くの兵士を常備するということは，人民の負担を重くし，租税を浪費し，経済の原則に反する。第三に，常備軍は政府によって人民の抑圧に使われる。決して護民の軍隊にならない。第四に，常備軍は武器を独占し，人民を武器から隔離して無力なものとする。大きな潜在危険性である⁵⁾。

この第二，第三点は，1698年を頂点とするイングランドの常備軍論争——それは民兵論争でもあった——でカントリの共和主義者が主張した点でもあった。こうして兆民は常備軍を否定した。

土着兵はふだんはそれぞれの職業を営み，地域ごとに一定の日に集合して軍事訓練を行なう自主的な民兵制度であり，武器を人民が管理し掌握することから，平等の主義にも合うし，経済の趣旨にもかなう。そのうえ，政府によって人民弾圧に使われることも少ない。さらに，人民すべてがみずから手で郷土や国土を守るという自覚をもつため，自発的な愛国心を高めることになる⁶⁾。

東洋豪傑君の路線

ここでの兆民の三類型によるとすれば，明治日本は結局，東洋豪傑君の路線をとった。富国強兵とアジアでの権益の追求である。それは世界情勢を考えるとやむを得なかったと言えるかもしれない。いうまでもなく幕末の開国は当時の日本が望んだものではなかった。それは外圧の結果であった。すなわち，英米欧の植民地主義，帝国主義の圧力に屈した——屈しないで孤立主義を続けるという選択肢はありえなかったであろう——結果であり，当時の為政者や福澤のような知識人が，日本の将来は単なる文明化ではなく英米欧に対抗できる国家形成なしにはありえないと考えたのは無理もなかった。アメリカ，イギリス，ロシアなどの列強が執拗に日本に開国を迫った。ロシアは南下政策をとり，中国と朝鮮に権益を求めていた。インドを植民地支配していたイギリスは香港，中国と日本に進出しようとした。フランスはベトナムと中国，

ドイツも中国の一部の割譲を狙っていた。

近代化のシナリオ

欧米による砲艦外交の外圧を受けて、抵抗の術もなく、開国を余儀なくされた幕末の日本封建国家は、自ら砲艦を備えた近代化——それは西洋の模倣に他ならなかった——を求めざるを得なかった。そして明治維新からの動乱の半世紀に、いかに性急だったとしても、西洋に倣った近代国家の枠組みを形成せざるをえなかった。モデルはイギリスか、フランスか、プロシヤか、あるいはアメリカか。西洋の文明装置の受容はハイブリッドでしかありえなかった。しかし、私見では国防に砲艦が必要だったとしても、中韓を侵略する必要はなかった。

どの国から何を習得するにしても、古来の仏教、中国伝来の儒教と宋学（朱子学）、そして習俗化した神道とともに、徳川250年の平和のなかで慣れ親しんだ封建社会の慣習や習俗に代わって、新たに西洋の文明の装置を導入して、江戸時代という我が国のユニークな文明——もとより封建社会の束縛は厳しく自由は極めて制限されていたが、にもかかわらず100万都市江戸や大坂、京都の繁栄はある種の「啓蒙」であったかもしれない——を西洋風に刷新することは、途方もない努力を必要とした。和魂洋才は方便でもあったが、洋魂になれるはずもなく、そうであるしかなかったのも事実である。

封建社会から近代社会へと社会を転換するためには、自由主義や民主主義の習得と導入、憲法や民法、商法、刑法などの法体系の受容と整備、作成が不可避であり、自然科学から社会科学、人文学までの広範な学問と様々な技術の学習も必要であったから、幕末以来の蘭学の蓄積があったとはいえ、こうした西洋近代の学術と技術の導入は極めて困難な課題であった。多くのお雇い外国人が不可欠であったし、彼らはイギリス、フランス、ロシア、アメリカ、ドイツなどから近代文明の遺産を持ち込み伝えたのであった。日本からは若者が視察と留学に欧米に赴いた。中江兆民（中江篤介または篤助）はその一人になってフランスに留学した。

何をするにも様々な困難があった。国家デザインは自明ではなかった。手探りで求めるしかなかった。したがって、路線争いと党派抗争、悲劇や衝突、事件の連鎖は不可避であったが、日本がインドや中国と違って、西洋列強に侵攻され、植民地化されることをとにもかくにも回避できたことは、幕末までの各藩の文化水準がそれなりに高かったことが役に立っただろうし、武士や商人、豪農の知性がそれなりに優れていたのも確かであって、中国やインドの事例を考えると、それなりの根拠もあったけれども、幸運であったとも言えるだろう。しかし、それは中韓への進出が不可避だったことを果たして意味するであろうか。

徴兵令と反対運動

さざまな出来事が起こるなかで富国強兵を目指した明治国家、薩長藩閥政権は維新から5年後の1873年に早くも徴兵令を發布した。これに対する反対運動は血税反対一揆となり12県で数万人が決起したという。そして徴兵忌避は数十万にも達したらしい。1884年の秩父蜂起では

鎮台兵によって多くの農民が虐殺された。こうして常備軍は人民の脅威となり、自由民権家の植木枝盛（1857-92）は徴兵制に反対した。

古来常備兵と人民自由とは両立すべからざるものと為し、凡そ政府の兵と言へば、概して人民自由の讐敵たるが如きの思いをなす・・・

と植木枝盛はイギリスの例を説いている。植木の憲法草案は志願兵を採用し、戦時も徴兵を認めないものであった⁷⁾。しかしながら、民権家のこうした見解を退けた藩閥政府は、軍備大拡張をし、大陸進出を目指す。

脱亜論

明治国家は1874年に台湾出兵、1876年に朝鮮進出、1879年には琉球併合を行った。続いて議会開設が日程に上り、自由民権運動が盛り上がっていく。しかし、1884年に自由党が解党し、朝鮮で甲申事変が勃発したために、自由民権運動はその影響をうけて脱亜論的な方向に動いていく。福澤諭吉も1885年に「脱亜論」を説いた。しかし、福澤の主張は、中韓への進出、侵略を是とするものではなかった。福澤は洋学紳士に近いのか、それとも南海先生に近いのか、おそらく両方の要素を持った思想家だと思われるが、福澤の脱亜論はロシアの朝鮮支配を阻止し、朝鮮を独立させ、日本も独立を維持するという主張であり、東洋豪傑君や山県有朋に追随する膨張主義的主張ではなかった⁸⁾。脱亜論も一種類ではなかったことに注意が必要だろう。

そもそも膨張的な脱亜論に反対し抵抗した小日本主義も存在した。それは少数者だったが、植木枝盛や兆民は小日本主義をとった。彼らは民兵論者であった。兆民は南海先生を民兵論者としている。色川は、この時期の民権運動家のなかに常備軍を退け、民兵を支持する共和主義の系譜を描き出している。それは植木枝盛から中江兆民、馬場辰猪へとつながる系譜である。

この色川説は興味深いが、はたして支持できるのだろうか。色川以外の兆民研究もたいいてい兆民とフランス共和主義の関係について触れてはいるが、その追究は必ずしも明確な分析には到達していない。そのなかで、小著の色川は一歩踏み出して、兆民の共和主義を明確化している。したがって、本稿はこの色川説を検証しようとするものである。

2 共和主義とは何か

まず共和主義とは何か、明確にしておこう。共和主義（Republicanism）とは、ヨーロッパでの伝統思想で、自由な有徳な政治主体としての市民が政治的共同体を形成するという思想である。それは、ポーコックに倣って、政治的人間主義、あるいはシヴィック・ヒューマニズム（Civic Humanism 市民的人文主義）として特徴づけることができる。それは、すなわち自立、独立、主体性をもった市民による自治の思想として、古代ギリシアのアリストテレスからルネ

サンスの時代のマキアヴェッリやグイッチャルディーニに伝えられた政治思想であって、何よりも自由を重視し独裁を排除する思想であり、フィレンツェ共和国を支えた思想が共和主義であった。

共和主義にも多様性があるが、反独裁・反専制、独立、自由、徳、民兵などを欠いては共和主義とは言えないだろう。そして歴史的に古典共和主義と近代共和主義を区別するのが一般的であるが、それは根底にある社会が、古代では奴隷制社会でもあるのに対して、近代では市民が階級を超えて平等の人権を認められた市民社会であるという違いが、その区別の最大の根拠である。初期近代にあって共和主義は市民革命によって絶対王政を自由民主主義に転じさせる梃子となった思想であるとも言えよう。そして共和主義は17世紀にはオランダやイングランドにおいていっそう展開され、実際に共和国形成に結実もした。18世紀にはイングランド、フランス、アメリカ、スコットランド、アイルランドで有力な思想潮流となっている。

共和主義は政治的独裁と真正面から衝突するけれども、穏健な立憲主義的王政や混合政体は緩やかな意味での共和主義とみなされた。共和主義は市民的徳（Civic Virtue）の思想であったが、制度的な要素として共和政的要素が政体にあることも重視した。したがって、有徳市民が指導する政体としての純粋な共和政体だけでなく、一者、少数者、多数者の混合政体も緩やかな意味では共和政体とみなされた。そうなる概念としては曖昧にならざるを得ないが、ステュアート朝やブルボン朝のような絶対主義的王朝政治は基本的に共和主義の敵であった。

イングランドの共和主義

イングランドではステュアート朝の絶対王政とジェントリー（中小地主）やブルジョア（上流市民）の権利主張が衝突し、1628年の権利請願を経て、1640年代に市民革命、市民戦争（ピューリタン革命）が始まり、1688-9年には名誉革命が成功し、議会政治（King in the parliament、三身分の共同統治）が定着していく。この時期に、ハリントン、ミルトン、ニーダム、モイル、シドニー、モールズワース、フレッチャーなどの著名な共和主義思想家が登場する。特にハリントン（Sir James Harrington）の『オシアナ共和国』（*The Commonwealth of Oceana*, 1656）は農業を基盤にした共和主義国家論として有名である。この時期にイングランドはチャールズ1世（1600-49）を処刑し「共和国」Commonwealthを名乗った。名誉革命も共和主義者がオランダ（ネーデルラント）のオレンジ公ウィレム（イングランドで即位してウィリアム1世となる）とともに指導した。もちろん、共和主義者と言っても共通の思想だけを持っていただけではなく、思想は多様であって、彼らの間の差異も大きい。

こうしたことは今では周知のことであるが、共和主義の歴史研究は、かつてはさほど盛んではなく、自然法思想の研究などに比べて、低調であった。研究が盛んになったのは20世紀の後半になってからであると言ってよい。こうして我々の共和主義理解は格段に進んだ。そして今では『共和主義の思想空間』⁹⁾や『共和主義ルネサンス』¹⁰⁾のような論文集もあれば、ポーコックの『マキアヴェリアン・モーメント』（1975）¹¹⁾やキャロライン・ロビンズの『18世紀

の『コモンウェルスマン』(1959)のような重要文献の邦訳もある¹²⁾ので、共和主義の概念と歴史に接近することは容易になっている。しかしながら、こうした大著を紐解く人は少なく、一般にはヒューム、モンテスキュー、ルソー、さらにはトクヴィルの共和主義のほうがよく知られているだろう。

ヒュームの『政治論集』と「完全な共和国」

ヒュームは『政治論集』(1752)においてハリントンの『オシアナ共和国』を念頭に置いて、大ブリテンを「完全な共和国」にするとすればどうなるかという描写をした。モンテスキューは定説として共和政を小国にしか適さないとしたが、ヒュームは大ブリテンのような規模の国家の構想として共和国案を書いた。当時これは重要な論点であった。前世紀からの激しい政争、革命とテロルのリスクなどをどうすれば解消できるか、政治と国家をいかにすれば安定させることができるかという政治的安定問題こそ、国民を豊かで安楽にするにはどうすればよいかという経済問題とともに、ヒュームの取り組んだ最重要課題の一つだった。国家機構の均衡と牽制、無記名投票、民兵制などを織り込んだ国制案だが、ヒュームの案は相当複雑ではある¹³⁾。

18世紀前半のオーガスタン時代、すなわちイングランド啓蒙の時代に、中流階級が言論・出版の自由を謳歌する一方、議会政治と重商主義経済が権力争いを通じて腐敗まみれとなっており、ウィッグとトーリーの政争、守旧的なジャコバイト(ステュアート家支持者)の勢力の残存、政権と野党の間の(コート・カントリ)論争によって、均衡を失いつつあった不安定な国制が激しく批判され、国制の再建が強調されるようになっていた状況が、ヒュームの政治論文の主題になったのであり、共和国案はたんなるユートピアではなかった。ルソーはヒュームの『政治論集』を参照しようと思えば可能であったと思われるが、そしてフランス語訳も出たにもかかわらず、参照したようには思えない。フランスでも読まれたにちがいないが、ヒュームの『政治論集』を参考にしたのは、半世紀後のアメリカのマディソンやハミルトン、ジョン・ジェイなどのフェデラリストであって、彼らはハリントンとともにヒュームの「完全な共和国案」を参照・援用することになる¹⁴⁾。

モンテスキューの政体論における共和政

高等法院長のモンテスキュー(1689-1755)は総合社会学の大著『法の精神』(1748)において政体の基本的三類型を君主政、共和政、暴政(専制政)としたが、それは本性=構造と政治原理(政治行動の動機)による区分であった。アングロマニアであったモンテスキューはイングランドの自由な国制に注目し、それを三権が均衡する制限政体・穏健な共和政であるとして賞賛した。ただし、司法権の最終審が貴族院の中に置かれていることが問題で、貴族の犯罪は貴族院では裁かれず、その意味で司法権は無であり、そこにイングランドの国制の弱点があるとした。

彼によれば、君主政の原理は名誉、共和政(貴族政と民主政を含む)の原理は徳、専制政の

原理は恐怖である。貴族政と民主政を共和政に包括したのはモンテスキューの独創である。市民革命の時代には、貴族と上流市民が政治の主体になりつつあった。名誉革命によってイングランドでは貴族院と庶民院が政治の実権を掌握した。そして合邦によってスコットランドも同じ国制のなかに組み込まれた。かねてからウィリアム・パルトニとシン・ジョン、ボリングブルック卿の『クラフツマン』を愛読していたモンテスキューは1730年頃のグランド・ツアーでイングランドの議会を視察した。

モンテスキューは、イングランドの国制を論じて、君主も貴族も庶民も政治的権能を持っているが、均衡国制・制限国制として、すなわち共和政として把握するのがよいと考えた。この政治構造をモンテスキューはモデルとして類型化したのである。

ただし、彼は名誉も徳も失われやすい原理であるから、政体の変動は不可避的だとした。モンテスキューの政体論はたんなる静態的な分類にとどまらず、動態的な分析であった。自由を誇っているイングランドの国制もこの面からもやがては朽ち果てるだろうというのがモンテスキューの診断である。これはポリュビオスの政体循環論の近代版であった。

ルソーの社会契約

ジュネーヴ共和国から出奔してパリにやってきたボヘミアンのルソー（1712-78）は、ディドロなどの啓蒙哲学者と出会い、文芸共和国の文筆家として世に出る。ディジョンのアカデミーの懸賞論文として当選した最初の小著『学問・技芸論』（1750）は、パリのような文明社会での学問や技芸は腐敗した習俗を飾るだけの欺瞞的なものに成り下がっているとして、良きものであるはずの学問と技芸を告発するものであった。そのテーゼはディドロが教えたとも言われている。ではどうすればよいのか。学問の大衆化が腐敗のもとであるから、真の天才だけに学問を許そうというのがルソーの処方箋であった。しかしながら、ルソーの告発は逆説めいていた。文筆を仕事として選んだルソーは天才なのか。ルソーの処方箋は独善的ではないか。しかしながら、フランスの思想界は高慢な天才青年ルソーを受け入れた。

個性的な感情の人であったルソーは、ヴァランス夫人などのサロンや文芸共和国で時代の寵児になる一方、その激しい個性が啓蒙哲学者との行き違いをもたらし、ヴォルテールなどの権威を敵に回してしまうことになる。ルソーはモンテスキューの影響を受けており、『法の精神』から多くを学んでいたが、1755年にはモンテスキューは他界する。モンテスキュー亡き後のフランス思想界にはヴォルテールが君臨することになるが、しかし彼は習俗の腐敗をもたらした啓蒙哲学者だとはおおよそ言えないだろう。彼が介入したカラス事件（1761年）の冤罪の告発、ジャン・カラスの名誉回復はあまりにも有名である。ヴォルテールはフランス思想界の覇権を握る帝王であったから、ルソーの人気は文芸共和国の覇権争いにルソーを巻き込んだと見るべきだろうか。

古い道具の再利用

ルソーの社会へのアプローチは、モンテスキューともヴォルテールとも違って、イングランドで一時代前に流行した社会契約説の更新であった。ホブズとロックの社会契約説はイングランドではこの時代にすでに過去の遺産になりつつあった。ヒュームはそれをフィクションだと言い、スミスは島国のイングランドにしかない奇論だとした。二人はオーガスタン時代のイングランド文明を分析して、自由な商業社会という概念を取り出し、市場、分業、利己心の効用に目を向けていった。フランスでも商業と経済に注目する新傾向はあったが、ルソーは商業社会のポジティブな把握よりは、アンシャン・レジームの爛熟した宮廷社会の華美と奢侈、詐欺、欺瞞、腐敗に心を奪われた。

『人間不平等起源論』（1755）にルソーは文明批判を盛り込んだ。人間の不平等は自然法に矛盾するとしたルソーは、不平等の源泉を勤労と土地の囲い込み、すなわち私的所有権による階級分化に求めた。ルソーは文明の発展を不平等の拡大、人間の墮落と一体とみなし、無垢な自然を賛美したから、ルソーの文明批判、自然擁護は、文明と学問共同体を擁護する文壇の大先輩であるヴォルテール（1694-1778）の怒りを買うことになる。

ルソーは著名となり、友人のデイドロとダランベールが編者となった『百科全書』に「政治経済論」を寄稿し、学芸共和国での地位も確保しつつあった。そうしたとき、1755年に3万人の死者を出したと推定されるリスボン地震が発生した。ヴォルテールは『リスボンの災禍に関する詩』（1755）において神の怒り（神義論）に疑問を呈した。ルソーはヴォルテールに手紙を書き、地震の災厄は神の意図ではなく、リスボンの高層住宅の崩壊による人災だとした。ルソーは文明に過度に依存するのではなく自然な生活が望ましいとヴォルテールに語った。こうして二人の対立は決定的なものとなった。

『人間不平等起源論』では文明社会の再建のシナリオをポジティブに打ち出せなかったルソーは、その数年後の『社会契約論』（1762）において、利己的な文明人が文明の危機と腐敗に直面して、そこから脱却するために、社会契約によって「絶対に誤らない」一般意志に導かれて結合し、利己心を払拭し腐敗を克服した公共精神を行動原理とする市民の共和国を産み出すという誕生、あるいは再生のシナリオを描いた。そしてこの新しい人間の形成を教育に託したのが『エミール』（1762）であった。

18世紀中葉の共和主義を考えると、モンテスキュー、ヒューム、ルソー、さらにはハチソン、スミス、ファーガスン、そしてカントなどが関係してくる。とりわけキー・パーソンはヒュームとルソーかもしれない。モンテスキューはヒュームの論争相手であり、モンテスキューの決定論的な風土論はヒュームには支持できなかった。またモンテスキューの小国＝共和国論にもヒュームは賛成ではなかったと思われる。ルソーはヒュームの友人から論敵となったがヒュームはルソーの真価を認めたようには思えない。ルソーの思想的価値を理解できたのは誰にもましてアダム・スミスであった。しかし、この点は本稿の問題には関係しない。兆民の共和主義を考えると、さしあたりルソー以外は除外して差し支えないだろう。

アメリカ独立と共和主義

こうした古代と近代の共和主義と自由主義に導かれて、18世紀の70年代に大ブリテンの北アメリカ植民地が民兵によるゲリラ戦で独立戦争を戦い抜いて勝利し、アメリカ共和国を建設した。アメリカ独立革命＝独立戦争の思想的源泉は名誉革命を導いたロックの自由主義とスコットランド啓蒙とカントリの共和主義であった。とりわけ、ハリントン、ハチスンやヒュームの共和主義はアメリカ共和国の形成に援用されたのであるが、アメリカの共和主義¹⁵⁾は、今度はフランス革命に影響を与えた。こうしてアメリカ革命とフランス大革命は世界に共和主義と共和国、そして市民革命を教えるにいたるが、しかし、その思想的源泉は長い間、必ずしも明確になっていたわけではなく、したがって共和主義思想として明確に把握されていたわけではない。近代市民革命を導いた共和主義思想は、現代になってようやく明確に把握されるようになったといっても過言ではない。そしてそれはロビンズやポーコックなどの労作に負うのである¹⁶⁾。

共和主義の構成要素

共和主義は制度、政体としては共和政と共和政的要素をもつ混合政体も含み、共和主義的君主のいる立憲王政もまた緩やかな意味で共和主義とみなされた。ただし、政治主体が王であれ、貴族、市民であれ、徳（Virtue, vertu, virtus）を体現していることが必須であって、徳が失われた腐敗政治はもはや共和主義ではないとみなされた。制度も徳も腐敗しないように維持することは容易ではなく、したがって共和主義の敵は変化・変動であり、腐敗であった。共和主義にとって変動は腐敗なのであった。

政治主体が腐敗しないためには、独立していなければならない、したがって恒産として私有財産の基盤（特に土地）が必要である。他人に依存しないのでなければ、自由ではないからである。軍は常備軍や傭兵であってはならず、民兵すなわち自己武装でなければならないとされた。依存や隷従を排除するとなれば、当然そうなるであろう。したがって、究極的には共和政、有徳者の支配、民兵が関連して一つのパラダイム（思想枠組み）を形成した。ただし、立憲主義や法の支配は共和主義の不可欠の一部ではない。共和主義は政治的主体としての市民の完成を求めるが、生命尊重主義ではない。共和主義は生命尊重主義である自然法思想や自然権思想とは異なるパラダイムである。

とはいえ、共和主義は自由主義や民主主義と無関係だとはいえない。自由主義や民主主義が明確になっていくのはヨーロッパでも地域差があるが、概して19世紀以降である。共和主義は19世紀以降の自由主義や民主主義の先駆形態として登場したが、自然法思想と対抗しつつ、あるいは思想家個人のなかに混在しつつ、今日まで継承されてきた思想である。

フィレンツェからオランダ、イングランドへの共和主義思想の伝播

15、16世紀のフィレンツェの共和主義はイングランドに伝わる。それはドイツや、オランダ、フランスにも伝わったが、それぞれの国、地域で独自の色彩をとるようになった。オランダの

共和主義は有名であるかもしれない。17世紀のオランダは商業共和国として繁栄し、東洋ではバタヴィアに拠点・商館を置き、鎖国の徳川日本とも長崎の出島で交易をしていた。しかしながら、17世紀オランダの共和主義は日本に伝わらなかった。イタリアの共和主義もイギリスの共和主義も明治維新までは言わずもがな、以後にも日本に伝わっていないと思われる。

幕末からの遣欧使節や留学生はイギリスで議会政治を見学したが、共和主義に出会ったわけではない。時代はすでに啓蒙が終わり、功利主義と進化論の時代であり、ミルやスペンサーが読まれていた。したがって、彼らは自由主義とか民主主義とかには出会っていたが、それも明確に概念として把握できたわけではない。民主主義 (Democracy) は吉野作造の民本主義として初めて概念化され定着する。それは1914年頃のことである。吉野の民本主義は大正デモクラシーと普通選挙制度 (1925年) につながった。

フランスでの共和主義との出会い

一方、明治の思想家たちはフランスで共和主義に出会ったと思われる。洋才を習得させるために、明治の藩閥政府は大きな財政的支出をして多くの若者を欧米に留学生として送り出していたが、学業成果が上がっていないということで、やがて呼び戻しに転じる。兆民は運よくその前にフランスに送り出されていた。19世紀の後半のことであるが、当時の思想家にとってフランス共和主義はだれにもましてルソーが代表であり、大革命の思想であり、第三共和政を推進した思想であった。このフランス共和主義に兆民たちは出会ったのであった。アレクシス・ド・トクヴィルは今では共和主義思想の系譜で論じられているが、明治の留学生にはそのような認識はたぶんなかったであろう。

下級官吏であった中江兆民は第三共和政のフランスに明治政府、司法省の留学生として2年余り滞在した¹⁷⁾。明治5 (1873) 年から7年春までである。彼は主にパリとリヨンにいた模様である。当時は1871年のパリ・コミューンの余韻がまだあった。記録がないので、フランスで兆民が実際に何をしていたかはほとんどわからない。井田や松永などによって、急進主義的な思想家であったエミール・アコラスの私塾の講義——ソルボンヌ大学に入学するための準備教育が行われおり、兆民の支援者でもあった西園寺公望が学んでいた——に出たであろうとか、さまざまな文献を読んだであろうとか、あれこれと推定されている¹⁸⁾ が、証拠は乏しい模様である。ともあれ、2年余りのフランス滞在の経験から兆民はフランスの社会や思想動向、さらには共和主義をかなり知っていたと思われる。ただし、兆民は今日われわれの理解しているような思想体系として共和主義を把握していたのであろうか。兆民はフランスの共和主義をどのように理解したのであろうか。

3 『三粹人経綸問答』

洋学紳士のユートピア

非武装，中立，絶対平和，純粹民主主義論の洋学紳士は，一見するとクエーカーがモデルではないかと思われるが，どうであろうか。あるいは兆民よりずいぶん若い内村鑑三（1861-1930）がモデルだろうか。米原謙は徳富蘇峰（1863-1957）だろうとしている。米原によれば『三粹人経綸問答』（1887年）は蘇峰の『将来之日本』（1886年）のパロディとして書かれた¹⁹⁾。モデルが誰かは定かでないが，洋学紳士のような「非武装，中立，絶対平和，純粹民主主義」は，時代の文脈のなかで現実的であったようには思えず，空想的，あるいはユートピア的と言わざるを得ない。しかし，ユートピア的だとしても，洋学紳士のような構想が描かれていたということは重要だと思われる。遠い未来のことになるとしても，あるいは実現しないとしても，「非武装，中立，絶対平和，純粹民主主義」は理想として間違っているとは思えない。

『三粹人経綸問答』は周知のように，まず洋学紳士が，自説を延々と述べ，次に豪傑君がやや長めに語り，最後に南海先生が，簡単に自説を述べるという展開になっている。南海先生は両人の積極論も消極論も思い過ぎしだとして，こう述べる。

あなたがたはみな，ヨーロッパの強国が百万の強兵をやしない，千万の軍艦を造って，嘯みあい，とっくみあい，またしょっちゅうアジアまで荒しに来るのを見てきたものだから，そこで思いすごして，彼らはそのうちきっと百，千の軍艦を装備して，侵略にくるに違いない，と考える。・・・紳士君はそこで，民主制度を採用し，敵対意志をあらわす軍備というものを撤廃して，ヨーロッパ人の先を越すことによって，その攻撃を避けようとなさる。豪傑君の方は，大いに外国征伐軍を出して，他国を割り取り，領土をひろげ，ヨーロッパの動乱につけこんで巨利をおさめようとなさる。これはどちらも，ヨーロッパ諸国の形勢をいささか思いすごしているところからくるのです²⁰⁾。

南海先生の民兵論

南海先生によると，ヨーロッパの形勢とはプロシア，フランス，イギリス，ロシアが軍備増強して勢力均衡しているので，国際法を守らざるを得ない。また国家は，君主，官僚，議会，一般人民が構成する複雑な構造体なので，身軽に行動などできない。紳士君の民主制，豪傑君の侵略主義はこうした形勢に対する思い過ぎしによる。もしヨーロッパ諸国が攻めてきたらどうするか。

もし彼らがほかの国々の批判をも恐れず，国際法の説に遠慮もせず，議会の議論をも無視し，よこしまな心であえて攻めて来るならば，われわれはただ力のかぎり抵抗し，国民すべてが兵士となり，あるいは要害によって守り，あるいは不意をついて進撃し，進み，退き，出，

かくれ、予測もできぬ変化を見せ、相手は客、こちらは主、相手は不義、こちらは正義というので、わが将校や兵卒が敵愾心をいよいよ激しく燃やすならば、どうして防衛することができぬなどという道理がありましよう。

これは民兵によるゲリラ戦での防衛論であり、共和主義的な国防論が明確に語られている。

要するにわがアジア諸国の兵隊は、それで侵略しようとするときには不十分だけれども、それで防衛するには十二分なのです。だから平生から教育し、演習して、士気を盛んにしておくならば、どうして防衛できないなどという心配がいらいませうか。どうして紳士君の説のように、なんの抵抗も試みないで殺されるのを待っている必要がありますませうか。どうして豪傑君のプランにしたがって、隣国の恨みを買う必要がありますませうか²¹⁾。

南海先生の勢力均衡論は甘い見解だったと言えるかもしれないし、民兵による自衛論も、欧米におけるその後の重火器や戦艦などの開発を考えると、時代錯誤的で、空想的に見えるかもしれない。もちろん、南海先生=兆民には知る由もなかつただろうが。

南海先生は続いて中国について自らの見解を開陳している。

中国などは、その風俗、風習から言っても、その文物、品格から言っても、また地理的に言っても、アジアの小国としてはいつもこれと友好関係をあつく、強くすべきで、たがいに恨みをおしつけあうようなことのないよう、努力すべきです。わが国がいよいよ特産物を増し、物資を豊かにするならば、国土が広く、人民のいっばいいる中国こそ、われわれの大きな市場であって、尽きることなく湧く利益の源泉です。

南海先生は「国威発揚」を口実に争いを煽り立てる愚を批判してやまない。南海先生、すなわち兆民は中国をいささか過剰評価しているきらいもある²²⁾が、我が将来の大方針としてこう語っている。

立憲制度を設け、上は天皇の尊厳、栄光を強め、下はすべての国民の幸福、安寧を増し、上下両院を置いて、上院議員は貴族をあて、代々世襲とし、下院議員は選挙によってとる、それだけのことです。詳しい規則は、欧米諸国現行憲法を調べて、採用すべきところを採用すれば、それでよろしい。・・・外交の方針としては、平和友好を原則として、国威を傷つけられないかぎり、高圧的に出たり、武力を振るったりすることをせず、言論、出版などあらゆる規則は、しだいにゆるやかにし、教育や商工業は、しだいに盛んにする、といったようなことです²³⁾。

ここにはユートピアではなく、現実に可能な立憲制度の下で、平和を旨とし、自由主義的な産業社会を形成するというアイデアが語られている。

フランス共和政

中江兆民は南海先生の民兵論を支持したというのが、色川氏の見解である²⁴⁾。兆民がフランスに留学したのはナポレオン3世が敗北し、第三共和政が始まった時代のフランスであるから、兆民は共和政が何であるかをかなりよく認識していたと思われる。ブルボン王朝を倒した大革命で構築されたのがフランス共和政であり、その後、転変を重ねるが、フランス共和政はまずは帝政と対立する政体であった。共和政は国王ではなく議会が主権をもつ政体である。兆民が留学した時代の議会の首相は共和派のティエールであった。フランスの共和主義は、共和主義者ルソーのように指導者に徳を求めなかったわけではないが、フランスの文脈では共和政は何より制度の概念であったように思われる。

啓蒙の終焉した19世紀のフランスはサン・シモンのいう産業主義の時代であり、オーギュスト・コントのいう実証主義の時代であった。ロマン主義的なルソーの反啓蒙の共和主義がどれほど時代精神に合致したであろうか。ホッブズやロックと違って、モンテスキューの弟子でもあった元ジュネーヴ市民のルソーは、社会契約論者であるとともに共和主義者であり、その社会契約の概念は一般意志とともに徳の獲得と一体であった²⁵⁾。このルソーの共和主義が第三共和政の共和主義者に影響を与えていたとしても、時代精神は銀行業と鉄道の産業主義からますます帝国主義と大工業に向かっていた。もはやロベスピエールの時代とは違っていた。

ルソーの共和主義

ホッブズやロックはシヴィック・ヒューマニスト（政治的人文主義者）ではないが、ルソーは政体とともに徳を重視するシヴィック・ヒューマニストであった。ルソーが文明の腐敗墮落を正面から批判したことは周知のとおりである。アンシャン・レジームのパリでルソーは腐敗する文明社会に出会った。上流階級は奢侈におぼれ、哲学者はサロンで遊興し、自然法が見失われ、学問にまで腐敗墮落が浸透してきたというのが、ルソーの危機意識であった。ルソーは民兵論者であった。共和主義者ルソーは郷国のジュネーヴの民兵制を当然とみなしていたらう。

わたしは、すべて法律によって統治される国を、その政治形態がどんなものであろうと、国家〔共和国〕と呼ぶ。なぜならば、この場合においてのみ、公共の利益が優先し、公共のものということばが何らかの意味を持つからである。すべて正当な政府は共和的である。（ルビ、傍点は省略）

共和政という語で、わたしはたんに貴族政または民主政だけを考えているのではなく、一般

に、一般意志すなわち法によって指導される、あらゆる政府を指す。正当であるためには、政府は主権者と混同されてはならず、主権者の執行機関でなくてはならない。そうなった場合には、君主国もまた共和国といえる。(ルビ、傍点は省略)

兆民による『社会契約論』翻訳の意図

井田信也(1938-2016)は『社会契約論』におけるルソーのこの政体論を引用して、共和主義者の經典と万人に目された『社会契約論』を、天皇制日本の臣民の經典たらしめる読解の可能性が示されているとし、ルソーの政体論が兆民の「君民共治論」——兆民は「君民共治」が天皇を擁する日本の政体として適切だと考えていた——のルーツだろうとしている。井田は「君民共治論は兆民の政治思想の根幹をなすもの」²⁶⁾ だとしているが、兆民によるルソー翻訳の意図はここにあったという井田の解釈は説得的ではなかろうか。

井田の研究によれば、兆民はルソーの『社会契約論』を途中まで(第二編第6章まで)二度訳している。一度目は明治7(1874)年の仮名まじり体の『民約論』で、これは出版に至らず、写本で出回った。今残っているのは「民約論卷之二」だけで、「卷之一」は失われたという。二度目は明治15(1882)年の漢文体の『民約訳解』であり、こちらは出版された。もと雑誌『政理叢談』に連載されたものが纏められたのである²⁷⁾。井田の言うように、『民約論』と『民約訳解』は区別しなければならない。

兆民は後にルソーの『学問技芸論』(1750)も訳しているし、『エミール』も愛読した。兆民はルソーがフランスの政治・経済や習俗の腐敗墮落を告発していたという認識を当然もちえたであろう。しかし、兆民にあっては体制の腐敗墮落の告発よりも、いかなる新しい国家組織を構築するかということが喫緊の課題であった。兆民たちは藩閥政治を克服して近代国家の政治制度を構築するという課題に直面していた。

私の印象では1870年代から80年代にかけての兆民は、ルソーと第三共和政との関係で、確かに共和主義思想を自らのものとして掌握していたが、したがって色川説は基本的に妥当だと思われるが、次々と押し寄せる課題への対応に忙しく、共和主義を体系化することも、前景に押し出すこともできなかった。そして幸徳秋水などの弟子に受け継がれるはずのこの遺産は、1910年の捏造された大逆事件の弾圧によって、埋没するに至ったと思われる。

坂本多加雄の解釈

兆民のルソーを介しての共和主義受容については、坂本多加雄(1950-2002)も詳しく考察している。その詳論を要約することは困難なので、一部分だけを引用しておこう。

ルソーの『社会契約論』が兆民に示唆したのは、いわば人民全体が「君」であり、同時に「臣」でもあるという構想であり・・・各個人は、それぞれ「有徳君主」のごとく、自ら主体的な努力と責任において道徳的価値を発見し、これを涵養する義務を負う・・・あくまで人

民全体が平等な資格において、・・・「君子」たるべきことが、要請されていた・・・

人間が単なる経済生活に専心している間は、欲望の領域に拘束されているという意味で、「奴隷状態」にあるに等しく、政治生活に参加することではじめて「人間」としての資格を獲得するのだという考え方は、古典古代の都市国家の「市民」の理想に発する「共和主義」理論の要をなすものであり、西欧における近代の経済発展のなかで、さまざまな意味で問題となった議論であったが、ルソーの『社会契約論』においても明瞭に継承されていた。兆民は『民約訳解』では *citoyen* を「君子」の類概念である「士」と翻訳していたが、兆民は儒教の「有徳君主」理論と「君子」観念を、いわば過激に「民衆化」することで、西欧の共和主義理論を受容したと言ってよいであろう²⁸⁾。

このように坂本は兆民の場合、儒学、漢学にルソーの共和主義をいわば混合、折衷したと考えているが、共和主義自体は明確に理解されていたと把握している。

問題は、福澤と田口卯吉などのその弟子によって自由主義はよく消化、理解され、次第に社会に広まっていったのに対して、共和主義は明確な伝統として継承されるに至らず、他の思想潮流、特に自由主義のなかに解消されてしまったように見えることであり、それはなぜかである。我が国では、権利義務、自由平等といった普遍的概念が法的概念として認識されているが、社会形成主体としての個人の自発的な責任やプライド（矜持・名誉感情）を重視する思想が存在することもまた確かである。しかし、それが市民という公共的存在の思想としての共和主義であることが明確に意識されているかという点、そうではない。そこに一つの課題があるだろう。

4 共和主義者兆民の敗北

自由民権運動と憲法の制定

もとより自由民権運動のなかで新しい国制を構築するという課題は極めて困難であった。当時の思想家はその課題に果敢に挑戦したが、国家形成の経験の乏しい明治の思想家は欧米と英国から学ぶほかに道がなかった。実際に彼らは西洋からどん欲に学ぼうとした。他にモデルはなかった。明治国家は大金を投じて大量の留学生を英仏独などに送り出し、お雇い外国人に高額の給料を払って多数雇った。

1873（明治6）年末の「明治6年政変」で征韓論に敗れて下野した板垣退助は、イギリスから帰国した古沢滋や小室信夫らと連携して政党を結成する。1874年の愛国公党がそれである。彼らは天賦人權論（自然権論）を採用して、専制を批判し、天皇と臣民一体（君民一体）の政体・統治機構を構築しなければならないと主張した。そのため、士族や豪農・豪商らに参政権を与え、議会を開設することを要求した。こうして自由民権運動が始まるが、板垣らの議会開設運動の念頭にあったのはイギリス（大ブリテン）であった。

イギリスかプロシアか

1881(明治14)年に自由民権運動が展開するなかで、憲法制定論議が高まり、翌年にはイギリス・モデルの憲法の制定と議会の開設を急ぐように、参議大隈重信が天皇に「密奏」した。大ブリテン(イギリス)は文化でも技術でも最先進国であったが、近代国家をつくるという法制面では、制定憲法を持たない点で、フランスやプロシアほど模倣しやすいわけではなかった。政府内で憲法のモデルを、君主大権を残すビスマルク憲法にするか、それともイギリス型の議院内閣制の憲法とするかで争われ、前者を支持する伊藤博文と井上馨が、後者を支持する大隈重信と慶応義塾門下生を政府から追放することになる。いわゆる「明治14年の政変」である。近代日本の国家構想を決定づけたこの事件により、後の1890年(明治23年)に施行された大日本帝国憲法は、君主大権を残すビスマルク憲法を模範とすることが決まった。国権が民権を支配することになったのである。

こうして明治政府の憲法草案は、明治19(1886)年から、ドイツ人顧問のロesslerらの助言を得て、伊藤博文を中心に井上毅、伊東巳代治、金子堅太郎らにより作成された。憲法と同じく民法、商法などの法体系も、イギリスではなくプロシアやフランスから学ぶことになる。草創期の大学教育においてと同じく、ここではお雇い外国人の貢献が大きかった。民法と刑法はボアソナードやブスケによってフランス法がモデルとされた。商法はプロイセンのロesslerによって草案が作成された。

兆民の憲法草案

しかるに井田は、つとに明治9(1876)年に、実はフランス学三羽鳥であった元老院調査課の翻訳係——欧米諸国の憲法を調査し、翻訳することが職務——であった兆民は、他の二人と違って何をしていたか不明であり、それゆえに兆民こそ、国憲第一次草案の素案を起稿したのではないかという推測をおこなっている²⁹⁾。この時期は兆民がルソーの『社会契約論』の翻訳をしていた直後である。おそらくルソーの翻訳を通じて仕入れた概念を利用しながら、兆民は草案を書いていたのであろう。

元老院で9年9月8日から10月中旬にかけて1月余りで起草されたと通常いわれている「日本国憲按」は、兆民を中心とする調査課で、田中耕造や島田三郎ら書記生の協力をも得ながら起稿したものに、幹事として調査課を統轄する任にあった陸奥宗光が意見を述べ、ときに加筆し、ときに激論をまじえる、というプロセスを経て、詔勅の出る9年9月頃までにほぼ素案ができ上がっていたものであろうと推察される³⁰⁾。

明治18年の飢餓と貧困問題

問題は山積していた。憲法も制定しなければならなかったが、条約改正も急がれた。そのため、世界における日本の地位を確立、改善しなければならなかった。しばしば生じる貧困

問題も深刻であった。

例えば、明治18年（1886年）に、飢餓の嵐が日本全国を襲った。色川はこう書いている。

・・・朝野新聞は「全国的な飢饉——酸鼻の極、草根木皮をかじり死馬の肉を食ふ」と東北は岩手地方の死馬にむらがる貧民の惨状から、九州は鹿児島のはて日置郡の「餓死するもの甚だ多し」にいたるまで全地方にわたって報道した。岡山県では「天明度の大飢饉以来」というし、京都では二条外堀に身投げ自殺をする者が多く、そのために交番所が設けられた。福井県敦賀地方では「強盗非常に増加」。滋賀県愛知郡では千五百人余の人民が「戸長へ詰めかけ甲は二日、乙は三日間絶食せりと泣付」く。千葉県銚子港では四月に飢饉三百人ほどであったものが、下旬には千五百人にも増加、ついに施与を打ちきった。また群馬県の前橋、高崎では「豆腐殻を常食とし、又此程赤城山麓にて小児二人餓死したり」とか。徳島県那賀郡の貧民「將に餓死せむとするもの千二百余人」。その徳島県は「飢餓に迫る八万人」（全人口の十分の一）といわれ、その内二六、八二三人が農民であった・・・和歌山県那賀郡でも人口八万人中、粥を啜る農民二万人、「飢餓に迫る者三千余人」と報道された・・・³¹⁾

これは驚くべき内容の記述である。色川は、こうした飢えた農民に税吏と銀行、会社、高利貸が襲いかかり、60万戸の自作農が「資本の原始的蓄積」の犠牲になったと把握している。

兆民の敗北

こうした危機が深刻化するなかで、結局、伊藤博文が兆民の素案を翻訳憲法として葬り去り、憲法は前述のように作成されなおしたのである。天皇の欽定憲法としての明治憲法が成立し帝国議会が開会されてから、立憲君主制（政）の明治国家は、直ちに天皇制ファシズムになだれ込んだわけではない。名譽革命を遂行した17世紀末のイギリスの共和主義者たちのように、兆民たちの共和主義が世論となり、民主政的要素のより強い国制へと国家構造を改変できていれば、天皇制ファシズム、翼賛体制に陥らない道もあったであろう。しかし、そうはならなかった。それどころか、我が国の共和主義はまったく力を発揮できずに、兆民とともに敗北し、見えなくなってしまった。

渡辺浩はこう書いている。兆民は、

繰り返しその論説で、フランス革命におけるテロルと混乱の恐ろしさを指摘し、歴史の進行の強引な阻止は革命を生むと政府に警告し、彼らの譲歩を迫った。しかし、政府は譲らず、彼の思うような憲法はできなかった。その憲法点閲論も潰された。「吏党」に対する「民党」という語を造語し、「民党」の団結をねばり強く呼びかけたが、「民党」は相互に激しい対立を続けた。そして、藩閥政府と「民党」は徐々に妥協し、相互に利用しつつ融合していった。そして、明治33年、旧自由党は伊藤博文を総裁に仰いで立憲政友会となった。兆民からすれ

ば、それは政党政治の実現などではなかった。権勢と利欲の追求に走った政党の墮落でしかなかった『一年有半』³²⁾。

意図と結果

デュルケムやウェーバーを引くまでもなく、社会的事実を産み出す原因は無限に錯綜しており、誰の何が原因で、天皇制軍国主義となり、第二次大戦の破局へと突進することになったのかといったことは、軽々に断定できるものではない。因果帰属は容易な作業ではない。しかし、膨大な行為者の行為があり、事件が次々に発生し、膨大な関係者の意図を飲み込み、意図せざる結果が歴史を作っていたことは確かなのである。指導者には意図、目論見があった。指導者が戦争を選んだのも確かである。国家総動員体制がいわば必然的に形成されたかの感があるのは、注意を要する。それはあくまでも錯覚であり、意図が実現することは稀であったが、当時の国家指導者たちの指導の結果であった。

大日本帝国憲法（1889年発布、1890施行）は国民の権利などでは近代的な要素も含んでいたが、天皇が主権者で統帥権も持つという絶対主義的要素を備えていた。天皇を輔弼して、政治は議員と高級官僚が担う格好であったが、富国強兵のスローガンは10年ごとの戦争（1894年日清戦争、1904年日露戦争、2014年第一次世界大戦）を通じて次第に軍官僚の地位を強化し、やがてロシア革命の成功（1917年）、社会主義や共産主義、無政府主義といった思想が流入するとともに経済の危機と相まって、5・15事件や2・26事件などの国家主義右翼のテロを介して、天皇の名の下での軍部の政治的独走、独裁政治を産み出してしまった。

国家による捏造にほかならない大逆事件は1910年である³³⁾が、権力の暴走は始まってすでに自由は奪われつつあり、1925年には治安維持法が定められ、言論封殺の時代となっていく。普通選挙制の導入と同時であった。その間に日本共産党が結党を見る。ソ連の第三インターナショナルの指導による結党であった。その使命は世界革命による共産主義社会の形成であった。時代の文脈は日本のみならず多くの国の人々に、貧困と戦争、経済危機と無縁な共産主義社会を理想として思い描かせたとしても無理もなかった。しかし、やがてトロツキーを追放したスターリンのソ連は国家理性（リアリズム）よろしく世界革命（アイデアリズム）を放棄し、一国社会主義に転じ、各国の共産主義運動を見捨てることになる。これは共産主義の墮落であった。

国家総動員と世界史の必然

政府は治安維持法によって共産党と共産主義を徹底的に弾圧した。特高は共産党のシンパや社会主義者も逮捕し、拷問を加えた。1930年代にはマルクス主義文献は読むことができなくなった。さらに自由主義者も弾圧される時代がくる。天皇の威光をかざした陸海軍大臣などの軍官僚に政治家が従属し、翼賛体制が構築され、国家総動員の号令がかけられ、天皇制ファシズムが完成したとき、ほとんどの日本国民がこの体制に巻き込まれた。

満州建国，中国との戦争，そしてアメリカとの太平洋戦争と戦争は拡大した。青年男子は徴兵され，兵士として海外の戦地に送られた。八紘一宇，五族共和，大東亜共栄圏などといった空想，神話が宣伝され，中韓の支配，アジアの征服，そしてアメリカとの戦争という危険な，空想的で，虚無的な帝国主義，果ては世界支配の悪夢が肥大していった。まるで運命の女神に支配されたかのようであった。

こうして350万人の日本人兵士が犠牲になった。中国人の犠牲者はずっと多かったであろうし，満州，韓国，フィリピン，ベトナム，インドネシアの大量の犠牲も忘れるわけにはいかない。ソ連との戦争回避は，結局はできなかった。シベリア抑留の犠牲者も多い。なぜこんなことが起こったのか。これは世界史の必然だったのだろうか。

今日，我々は比較的豊かな落ち着いた生活を享受している。かつての貧困や絶望，虚無にとらわれた苦難の時代の直接的な経験がない世代がほとんどである。アメリカとの絶望的な太平洋戦争を経て，アメリカの占領下で戦後日本の再建をはじめ，1960年代には経済の繁栄を達成し，今日まで長い平和を享受してきた。しばしば腐敗政治家，悪質経営者などが登場するものの，自由民主主義はよく機能しているとも言える。格差社会や災害をもたらす環境問題は深刻だが，民主主義の制度で取り組むことができないわけではない。

戦争責任

ニュルンベルク裁判と東京裁判（極東国際軍事裁判，1946-8年）はドイツと日本の戦争犯罪者を裁いた。裁判が完璧であったかどうか，もとより疑問がありうるだろう。戦勝国が敗戦国を裁けるかという疑問をはじめとして，我が国では東京裁判の正当性がしばしば問題にされてきた。東京裁判は，南京虐殺と同じように，歴史的研究対象として問題となり，数々の議論がなされてきたが，南京虐殺をなかったことにできないように，日本の戦争指導者に戦争犯罪の責任がなかったとすることはできない。極東軍事裁判は完璧であったとはいえないかもしれない。しかし，そもそも社会的事実完璧は期待できないのではないだろうか。人間は共和主義者が言うように立派になれないというわけではないが，しかし欠点もあるのが人間である。人間本性が善も悪も行いうるようになってきているから，教育によって悪や不正に手を染めぬように教導しなければならないだろう。法の強制も不用にはならない。

しかし，社会全体が国策に巻き込まれ，悪法と軍国主義の脅迫システムによって縛られ，侵略戦争という極悪行為を行うときに，教育が歯止めになるだろうか。時すでに遅しであろう。教育が役に立つには時というものがある。総動員体制に対してどのような抵抗が可能だったのだろうか。桐生悠々や石橋湛山，清沢冽のような人がいたことが知られている。またスペインの人民戦線を紹介し，時局への抵抗運動を模索し，『世界文化』（1935-37年）を出した京都の知識人（中井正一など）もいた。しかし，天皇制ファシズムはすべてを乗り越えて中国とアジアへの侵略戦争へと流れ込んだ。国家は暴力装置と化して巨大な犯罪をおかした。

無政府という夢

国家は善きものとは限らない。では国家なき社会はどうなるか。残念ながら、国家なき無政府状態は、結局は内乱、内戦になるというのが、人類の経験である。1989年の東欧革命後の世界各地の紛争が、共和主義者でコスモポリタンのマイケル・イグナティエフ（1947-）に教えたのはそういうことであった。

ポスト・ナショナルな世界主義の精神は、結局のところ、市民に安寧秩序を保障する国家なしには存立しえない。この意味においてのみ、わたしは市民ナショナリストである。国家の必要を信じる。コスモポリタンとして暮らすために誰もが必要とする安全と権利、それを与えてくれる国の力を守るため、市民の義務を果たすべきであると思う。自分の国を打ち立てようと獐猛なまでに闘っている民に対し、世界主義者はあきれはて、侮蔑の目を向けるけれども、見当違いもはなはだしい、とこれだけははっきり言おう。彼ら多くの民族は、われわれコスモポリタンが長いこと空気のように享受してきた権利を求めて闘っているだけなのだ³⁴⁾。

ゴドウィンやクロボトキン、幸徳秋水などの無政府主義は空想的である。したがって、国家を善きもの、有益な道具に改造しなければならない。そしてそれは困難ではあるが不可能ではないだろう。

蘇る共和主義

明治から大正、昭和へと下ってくると、当時の時代の流れのなかでは、すでにのべたように、兆民の共和主義は敗北したとしか言いようがないだろう。共和主義は右翼思想でもなければ、左翼思想というわけでもない。それはむしろ自由主義を支える制度と主体の思想であった。絶対主義や権威主義とは対立するから、絶対主義や権威主義が猛威を振るった時代には反体制に向かうだろう。共和主義は自由と徳を重視するから、権力的な抑圧や支配を腐敗として退ける。共和主義は、治者と被治者の支配と被支配や、支配者による被支配者の抑圧や搾取という支配に反対し、共同体としての社会を自らのアイデンティティをかけて形成し、その腐敗に反対し、責任をもって担おうとする市民の思想であり、そのようなものとして、左翼や右翼といった党派性を越えた実践的な思想であった。

それは自前の行動を本質とする以上、有産者の思想であるかもしれない。17世紀のイングランドの共和主義者はステュアート絶対主義と対立し、両者の対立は名誉革命における下院中心の議会政治という決着を見た。共和主義は共和政体論としては天皇制と衝突するかもしれない。しかし、兆民が「君臣共治」を考えたように、温和な共和主義は天皇制と衝突しないようにモデル化することも可能である。イングランドの共和主義の伝統は立憲君主を制限政体としての共和政として解釈する道を開いていた。共和主義的君主もありうるというのは、『愛国王の理

念』（1738）を書いたボリングブルック卿の見解だった。それは18世紀のことである。それから300年の歴史が刻まれた。今では国王、君主、天皇などを残している国は少ない。また民主主義あるいは国民主権の国が普通になった現代では、国王を残している国も多くは政治の実権を国民代表の政治家に委ねている。

21世紀の独裁国家とは何か

問題なのは国王がいる国があることではなく、21世紀となった今でも政治の実権を握っている独裁者がいる国がまだ存在することである。それはほとんど例外に属する。独裁は好ましくない。独裁国家は民主主義国家に劣ることは言うまでもないが、しかし、国連や民主主義国家が介入して（介入には軍事行動もあれば、経済制裁もある）独裁国家を変革させるべきであろうか。それは悩ましい問題である。国家は絶対的な単位ではない。しかし、国家の内政問題には、他国や国際組織が介入すべきではないという内政不干渉という原則、国際政治のルールがある。

しかし、独裁国家が自らの国民あるいは少数民族や部族を抑圧し、圧殺するとき、国際組織はもはや黙っていられなくなる時が来るであろう。人道的介入はそのようなときに行われる。第7代国連事務総長のアナンは『介入のとき——コフィ・アナン回顧録』³⁵⁾のなかで国連の困難な介入がいかに重要かを説いている。国連の難民救助はそういう行動である。いかなる国家も独裁者のものではない。あってはならない。それを国際社会はいつまで放任ないし容認できるかという問題となる。

人道的介入にも犠牲が伴うし、常に首尾よくいくという保証もない。国連安保理事会の承認なしに行われたNATOによるコソボ紛争への介入、空爆（1999年）については様々な議論があった。大量破壊兵器の所持を理由にしたアメリカ（とイギリスなど）によるフセインとアルカイダ排除のイラク戦争（2003年）は大義なき戦争で、失敗であった。独裁者は倒されたかもしれないが、リビアへの介入も成功していない。そしてISの登場以来の中東の紛争は国家、部族、宗派、党派の対立が複雑に絡み合って、泥沼化している。

共和主義は消滅したわけではない。それは現代の様々な 이슈をめぐって展開されるヴォランティアな市民運動に継承されているであろう。私は香港の学生に共和主義の鼓動を感じるし、最近歴史研究の主題になってきた1968年の学生の異議申し立ても、一部は共和主義の復活として理解すべきではないかと思われる。共和主義の特徴は、とりわけ自前の活動であることがメルクマールとなるだろうが、大小様々な社会、公共、組織の腐敗に反対し、硬直した社会、公共、組織を活性化し、良い状態に変革しようと考え行動する人に共和主義の精神がみられるように思われる。ルソーに影響された共和主義者兆民は敗北したかもしれないが、その思想は現代の世界で、また日本で、実はさまざまな形で蘇っている。多くの人々の行動原理となっているともいえるだろう。

注

- 1) 「ハチスン、スミス、ミラーの共和主義—なぜ日本で理解が困難なのか」愛知学院大学経済学会『経済学研究』、第7巻第1号(2019年9月)、8頁。
- 2) 岩波文庫、1965年。英訳は、Nakae, Chomin, *Discourse By Three Drunkards On Government*. translated by Nobuko Tsukui ; edited, with an introduction, by Nobuko Tsukui & Jeffrey Hammond. New York: Weatherhill, 1992.
- 3) 色川大吉『自由民権』岩波新書、1981年、96頁。引用にあたってルビは省略した。以下同じ。『新編 明治精神史』中央公論社、1975年(初版は1973年)でも色川は『三粹人経論問答』を取り上げており、その分析は幾分詳細であるが、しかし、兆民の共和主義を明快に取り出しているわけではない。
- 4) 同上、98頁。
- 5) 同上、99頁。
- 6) 同上、99-100頁。
- 7) 同上、80頁。
- 8) 福澤の脱亜論は論争テーマとなってきたが、筆者は月脚達彦『福沢論吉と朝鮮問題—「朝鮮改造論」の展開と蹉跎』東京大学出版会、2014年の解釈が説得的だと思う。
- 9) 田中秀夫・山脇直司共編、名古屋大学出版会、2006年。
- 10) 佐伯啓思・松原隆一郎編、NTT出版、2007年。
- 11) 田中秀夫・奥田敬・森岡邦泰共訳、名古屋大学出版会、2008年。Martin van Gelderen & Quentin Skinner, eds., *Republicanism: A Shared European Heritage, vol 1: Republicanism and Constitutionalism in Early Modern Europe; vol 2: The Value of Republicanism in Early Modern Europe* Cambridge U.P., 2002も有力な研究である。
- 12) 邦訳(田中秀夫訳)『イギリス18世紀のコモンウェルスマン』はようやく2020年になってミネルヴァ書房から出版された。
- 13) 拙訳「完全な共和国の観念」。(ヒューム『政治論集』京都大学学術出版会、2010年、所収)を参照。
- 14) 筆者の『アメリカ啓蒙の群像—スコットランド啓蒙の影の下で、1723-1801』(名古屋大学出版会、2011年)を参照されたい。
- 15) 独立革命と建国を導いたアメリカ共和主義の研究はバーナード・ベイリン(1922-)や、ゴードン・ウッド(1933-)などに始まり、今では膨大な研究の蓄積がある。Barnard Bailyn, *The Ideological Origins of the American Revolution*, Harvard U.P, 1967. Gordon Wood, *The Creation of the American Republic, 1776-1787*, University of North Carolina Press, 1969. Wood, *The Radicalism of American Revolution*, A.A. Knopf, 1992. Bailyn, *The American Revolution, A History*, Modern Library, 2003. 中野勝郎訳『アメリカ独立革命』岩波書店、2016。
- 16) ルソーやコンドルセのフランスこそ共和主義の国であり、大革命を経て、共和政と君主政の交代が繰り返されてきたのであるが、フランスの思想史研究は共和主義思想のパラダイムの彫琢に熱心だったわけではない。モンテスキューやルソー、トクヴィルの共和主義については、比較的多くの研究があるものの、多くの課題が残されている。最近、日仏の共同研究の盛り上がりが見られるものの、ロビンズやポーコックの仕事に匹敵するものはないように思われる。レジス・ドゥブレ、三浦信孝、樋口陽一『思想としての“共和国”—日本のデモクラシーのために』みすず書房、2006年。ジャン＝ピエール・シュヴェヌマン、三浦信孝他『共和国はグローバル化を超えられるか』平凡社新書、2009年。
- 17) 中江篤介はフランス時代の記録を残していないので、何をしたか、必ずしも確実に分かっているわけではない。しかしながら、これについては傍証を懸命に重ねた井田信也の緻密で厚重な研究がある。『中江兆民のフランス』岩波書店、1987年。
- 18) 井田、同上、特に18-39頁、松永昌三『中江兆民評伝』岩波書店、1993年、27-9頁。なおアコラスの思想については宮村治雄『理学者兆民—ある開国経験の思想史』みすず書房、1989年、70-102頁を参照。
- 19) 米原謙『兆民とその時代』昭和堂、1989年、155頁。
- 20) 中江兆民『三粹人経論問答』岩波文庫、1965、101-2頁(引用は桑原武夫・島田慶次の訳による)。
- 21) 同上、104-5頁。
- 22) 兆民の長男の丑吉(1889-1942)は北京の胡堂に住んで、学問を能くし、日中の懸け橋となった。
- 23) 同上、108-9頁。
- 24) 色川大吉『自由民権』前掲、98—100頁。
- 25) 逸見修二「ルソーと共和主義」、『共和主義の思想空間』(名古屋大学出版会、2006年)所収をみよ。
- 26) 井田、前掲書、163頁。

- 27) 井田, 前掲書, 313-14頁。
- 28) 坂本多加雄『市場・道徳・秩序』ちくま学芸文庫, 2007年, 167-9頁。(ルビ, 参照文献など省略した)
- 29) 井田, 前掲書, 305-307頁。状況証拠から推論しているのだが, 井田の考証は緻密である。
- 30) 井田, 前掲書, 307頁。
- 31) 色川大吉『自由民権の地下水』岩波書店(同時代ライブラリー22), 1990年, 105-6頁。
- 32) 渡辺浩『日本政治思想史』東京大学出版会, 2010年, 469頁。
- 33) 田中伸尚『大逆事件 死と生の群像』岩波現代文庫, 2018年。私はこの労作によって啓蒙されたことを記しておきたい。
- 34) マイケル・イグナティエフ『民族はなぜ殺しあうのか』河出書房新社, 1996年, 32-33頁。(Michael Ignatieff, *Blood and Belonging*, BBC Books, 1993)
- 35) 白戸純訳, 上下, 岩波書店, 2016年。

